

一人で悩まないで！ 公益通報 相談窓口



社内の不正を発見したけど、どこに相談すればいいかわからない



通報することで、逆に自分が不利益を受けないか心配

弊社では、公益通報者保護法を遵守し、社員の皆様が安心して通報・相談できる体制を整えております。

社内窓口

● 管理部

☎ 080-5117-3717（月～木 8:00～12:00 / 13:00～17:00）

✉ ut3717@ezweb.ne.jp（24 時間）

社外窓口

● 堤・安田法律事務所

☎ 052-212-5437（平日 9:30 ～ 17:30）

✉ tsutsumi-law@festa.ocn.ne.jp（24 時間）

※2 稼働日内に返事がなければ再送・お電話ください

不正申告

労働時間を偽って申告している人がいる



不正業務

資格が必要な処理に無資格者を従事させている



勤怠改ざん

業務の一部の処理が基準に違反している



私的流用

会社のお金を私的に使用している人がいる



企業内の不正を早期に発見・是正して企業と従業員を守る

国民生活の安全・安心を損なうような企業不祥事は、事業者内部の労働者等からの通報をきっかけに明らかになることも少なくありません。こうした企業不祥事による国民への被害拡大を防止するために通報する行為は、正当な行為として事業者による解雇等の不利益な取扱いから保護されるべきものです。

公益通報者保護法は、労働者等が、公益のために通報を行ったことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかという制度的なルールを明確にするものです。